

第4章 災害予防計画

第4章 災害予防計画

第4章 災害予防計画

災害対策を計画的に推進するため、災害予防に重要な災害危険区域を設定し、必要な施設の整備及び訓練等の計画について定めるものとする。

第1節 災害危険区域及び整備計画

災害が予想される災害危険区域の実情を調査し、容易に応急対策が講じられるようにするとともに、その地域に対する施設の整備計画を明らかにする。

1 国土交通大臣管理区間における重要水防箇所【石狩川水系雨竜川】 平成29年6月現在

| 番号 | 種別 | 重要度 | 築堤名 | 距離標 | 延長(km) | | 位置(km) | 計画高水位(m) | 計画築堤高(m) | 現況築堤高(m) | 備考 |
|----|-------------------------|-----|------------|---------------------|--------|--|--------|----------|----------|----------|----------|
| 1 | 【堤防高】 堤防の高さが不足している箇所 | B | 秩父別築堤 | 19.80 ～ 20.00 | 0.19 | | 19.80 | 44.55 | 46.05 | 46.60 | 重点 区間 |
| 2 | | B | 秩父別築堤 | 24.40 ～ 24.49 | 0.09 | | 24.40 | 48.93 | 50.43 | 49.33 | |
| 3 | | B | 秩父別鉄道橋上流築堤 | 24.49 ～ 24.80 | 0.30 | | 24.60 | 48.93 | 50.43 | 49.33 | |
| 4 | | A | 秩父別鉄道橋上流築堤 | 24.80 ～ 25.20 | 0.39 | | 25.00 | 49.47 | 50.97 | 49.71 | |
| 5 | | B | 秩父別鉄道橋上流築堤 | 25.20 ～ 25.60 | 0.39 | | 25.40 | 50.01 | 51.51 | 51.03 | |
| 6 | | A | 秩父別鉄道橋上流築堤 | 25.60 ～ 27.14 | 1.50 | | 26.40 | 51.35 | 52.85 | 50.61 | |
| 7 | | A | | 27.14 ～ 30.60 | 3.46 | | 28.80 | 54.59 | 56.09 | 54.31 | 重点 区間 |
| 8 | | A | | 31.40 ～ 31.42 | 0.02 | | 31.40 | 57.84 | 59.34 | 60.16 | |
| 9 | 【堤防断面】 堤防の幅が不足している箇所 | B | 千秋上流築堤 | 16.80 ～ 17.00 | 0.17 | | 16.80 | 42.49 | 43.99 | 44.68 | |
| 10 | | B | 秩父別築堤 | 20.00 ～ 20.20 | 0.19 | | 20.20 | 44.70 | 46.20 | 46.89 | |
| 11 | | B | 秩父別築堤 | 22.40 ～ 22.60 | 0.19 | | 22.40 | 47.01 | 48.51 | 49.26 | |
| 12 | | A | 秩父別鉄道橋上流築堤 | 24.49 ～ 27.14 | 2.57 | | 25.80 | 50.55 | 52.05 | 51.34 | |
| 13 | 【水衝・洗掘】 川の水あたりの強い箇所 | B | 秩父別築堤 | 22.30 ～ 22.40 | 0.10 | | 22.40 | 46.80 | 48.30 | 49.19 | |
| 14 | 【工作物】 | B | 沼田大橋(新橋) | 24.38 | | | 24.38 | 48.64 | 50.14 | 50.88 | |

第4章 災害予防計画

| | | | | | | | | | | | |
|----|------------------------------------|-----|--------|---------------------|------|--|-------|-------|-------|-------|----------|
| 15 | 橋の桁下が低い箇所等 | A | 穂栄橋 | 26.27 | | | 26.27 | 51.18 | 52.68 | 52.86 | |
| 16 | | A | 吊橋 | 30.69 | | | 30.69 | 56.84 | 58.34 | 59.57 | |
| 17 | 【旧川跡】 昔、川が流れていた箇所等 | 要注意 | 千秋上流築堤 | 15.32 ～ 16.50 | 1.00 | | 16.00 | 41.82 | 43.32 | 44.03 | |
| 18 | | 要注意 | 千秋上流築堤 | 17.50 ～ 17.95 | 0.40 | | 17.80 | 43.04 | 44.54 | 45.14 | |
| 19 | | 要注意 | 秩父別築堤 | 17.95 ～ 21.56 | 3.41 | | 19.80 | 44.41 | 45.91 | 46.71 | 重点 区間 |
| 20 | | 要注意 | 秩父別築堤 | 22.00 ～ 23.00 | 0.95 | | 22.40 | 46.80 | 48.30 | 49.19 | |
| 21 | 【重点区間】 必要性に応じて特に水防時に重点的に巡視すべき区間 | | 秩父別築堤 | 19.90 ～ 20.10 | 0.19 | | 20.00 | 44.55 | 46.05 | 46.60 | 重点 区間 |
| 22 | | | | 30.10 ～ 30.30 | 0.20 | | 30.20 | 56.21 | 57.71 | 54.50 | 重点 区間 |

※平成29年6月現在 札幌開発建設部 重要水防箇所調書

2 北海道知事管理区間における重要水防箇所

平成28年4月現在

| 河川 | 右 左 岸 | 起点位置 (km) | | | 終点位置 (km) | | | 重要 水防 区域 延長 (km) | 重 要 度 | 築 堤 有 無 | 備 考 |
|------------------------|-------------|-------------|-----------------------|------|-------------|------|------|------------------------------|-------------|------------------|-----------------|
| | | 地区名 | 位置名称 | 距離 | 地区名 | 位置名称 | 距離 | | | | |
| 石狩川 水系境 川 | 左 | 南二条 | 南二条橋 から0.2km 下流 | 1.90 | 南二条 | 南二条橋 | 2.10 | 0.20 | B | 有 | |
| | 左 | 南二条 | 南二条橋 | 2.10 | 南二条 | 境川橋 | 2.50 | 0.40 | B | 有 | 樋門・ 排水 機場 |
| | 右 | 南二条 | 南二条橋 から0.2km 下流 | 1.90 | 南二条 | 南二条橋 | 2.10 | 0.20 | B | 有 | 樋門 |
| 石狩川 水系秩 父別桜 川 | 左 | オーホー 一己町 | 東1丁目橋 | 1.03 | オーホー 一己町 | 南二条橋 | 1.60 | 0.57 | B | 有 | 樋門 |

3 市街地における低地帯の浸水危険区域及び整備計画

| 番号 | 危険区域 | | | | 予想される被害 | | | | 整備計画 | |
|----|------|-------|--------|--------|---------|---------|----|-----|------|------------------------------|
| | 区域名 | 場所 | 危険区域面積 | 災害の要因 | 住家(戸) | 公共施設(棟) | 道路 | その他 | 実施機関 | 概要 |
| 1 | 中央西 | 2条2丁目 | 2.0ha | 低地排水不良 | | | | | 秩父別町 | 整備済 (筑紫川整備による 排水不良の解消) |

第2節 雪害対策計画

異常降雪等により予想される雪害の予防対策及び応急対策は、本計画に定めるところによる。

1 除雪路線の実施分担

除雪路線は、特に交通確保を必要と認める主要路線について、次の区分により除雪を分担実施する。

- (1) 国道路線の除雪は、札幌開発建設部深川道路事務所が行う。
- (2) 道道路線の除雪は、札幌建設管理部深川出張所が行う。
- (3) 町道路線の除雪は、町（建設課）が行う。

2 除雪作業の基準

町（建設課）が管理する道路で、冬期間除雪を行い、交通を確保する除雪作業の基準は次のとおりである。

| 種類 | 除雪延長 | 直営 | 委託 | 除雪目標 |
|-----|------|------|------|----------------------------|
| 第2種 | km | km | km | 2車線確保を原則とし、夜間除雪は原則として行わない。 |
| | 94.0 | 68.9 | 25.1 | |

3 異常降雪時における除雪

異常降雪時においては、交通量、消防対策等を十分に考慮し、関係機関の除排雪計画に基づいて主要幹線より順次除排雪を実施するものとする。

4 通信施設の雪害防止対策

通信施設の雪害防止については、電話回線故障の復旧の迅速化を図るため、東日本電信電話(株)北海道支店は、施設の改善、応急対策の強化を図るものとする。

5 電力施設の雪害防止対策

電力施設の雪害防止のため、北海道電力(株)送配電カンパニー深川ネットワークセンターは、送電線の冠雪、着氷雪対策を樹立し、必要に応じて特別巡視等を行うものとする。

6 積雪時における消防対策

- (1) 町（建設課）は除雪計画路線のほか、住宅密集地の道路については、常に消防車の運行に支障のないよう除雪をするものとする。
- (2) 消防水利については、消防署員により常に除雪を行い、消防活動に支障のないようにするものとする。

7 建築物雪害対策

積雪による建築物の災害を予防するため、「雪おろし」等適切な管理を行うものとする。
町は、屋根雪落下や倒壊等の災害を防止するため、12月から3月の間必要に応じ、広報誌や広報車、回覧等により雪おろし奨励に努めるものとする。

8 警戒体制

関係機関は、気象官署の発表する予報（注意報を含む）、警報、並びに気象情報等を勘案し、必要と認める場合は、それぞれの定める警戒体制に入るものとする。

(1) 町長は本部設置基準により次の状況を勘案し、必要と認めるとき本部を設置するものとする。

ア 大規模な雪害が発生する恐れがあり、その対策を要するとき。

イ 雪害による交通麻痺、交通渋滞等によって人命に係わる事態が発生し、その規模・範囲から特に緊急・応急措置を要するとき。

(2) 町長は路上通行車両の故障車（障害車）等の孤立車は努めて機械力で救出するが、不可能なときは乗員を救出して避難収容することとする。

9 各バス交通機関の措置

各バス交通機関は、路線状況及び最終運行となる便の動向を警察署に通報するものとする。

第3節 融雪災害予防計画

融雪による河川の出水災害に対処するための予防計画は、水防予防計画に定めるほか、本計画に定めるところによる。

1 気象状況の把握

融雪期においては、気象警報等により地域内の降雪状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の情報等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

2 重要水防区域等の警戒

重要水防区域及びなだれ、地すべり等の懸念のある地域、箇所危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずるものとする。

(1) 町、消防機関は、住民等の協力を得て、既往の被害箇所その他水害危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。

(2) 町は、関係機関と緊密な連絡を取り、危険区域の水防作業及び避難救出方法等、事前に検討しておくものとする。

(3) 町（建設課）は、なだれ・積雪・捨雪及び結氷等により、河道・導水路等が著しく狭められ被害発生が予想される場合は、融雪出水前に河道・導水路内の除雪、結氷の破砕等を行い、流下能力の確保を図るものとする。

3 道路の除雪

道路管理者は、なだれ・積雪・結氷・滞溜水等により、道路交通が阻害されるおそれのあるときは、道路の除雪・結氷の破砕等障害物の除去に努め、道路の効果的な活用を図るものとする。

4 水防資器材の整備・点検

町及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効果的にするため、融雪出水前に水防資器材の整備点検を行うとともに、関係機関及び資器材手持業者等とも十分な打ち合わせを行い、資器材の効率的な活用を図るものとする。

5 水防思想の普及徹底

町及び河川管理者は融雪水に際し、住民の十分な協力が得られる水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第4節 水防予防計画

水害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るための予防対策上必要な計画は、水防法に基づき作成した「秩父別町水防計画」の定めるところによるものとし、重要水防区域は資料のとおりである。

第5節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害を予防するための計画は、本計画に定めるところによる。

1 予防対策

学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。また、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第6節 土砂災害の予防計画

土砂災害を予防するための計画は、本計画の定めるところによる。

1 予防対策

予防対策について町は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。

- (1) 土砂災害警戒区域等の指定地域について、町防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに情報収集及び予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の発令・伝達、避難、救助、その他当該区域の土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制等について、市町村地域防災計画に定め、住民の安全を確保するものとする。
- (2) 町地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。
- (3) 町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

第7節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

災害時において住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努める。

1 食料等の確保

- (1) あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料の確保に努める。
また、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努める。
- (2) 防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、2～3日分の食料及び飲料水の備蓄に努めるよう啓発を行う。

2 防災資機材の整備

災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具等の整備に努める。

3 備蓄倉庫等の整備

防災資機材倉庫の整備に努める。

第8節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難場所、避難所の確保及び整備等に関する計画は、次のとおりであり、要配慮者への配慮に努めることとする。

○避難所等の定義

| 種別 | 避難所 | 定義 |
|------|----------|--|
| 避難場所 | 指定緊急避難場所 | 災害による危険が切迫した場合に住民が緊急に避難できる災害の危険の及ばない一定の安全基準を満たしたグラウンド、公園及び緑地等をいう。 |
| 避難所 | 指定避難所 | 避難した住民を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるため収容し保護する学校、公共施設等をいう |
| | 福祉避難所 | 介護の必要な高齢者や障がい者など一般の避難所では生活に支障を来す要配慮者に配慮したトイレをはじめ、手すりやスロープなどのバリアフリー化が図られた避難所のことをいう。 |

1 避難場所の確保及び標識の設置

- (1) 大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難場所及び避難路の整備を図るとともに、避難場所、避難経路に案内標識を設置する等、緊急時に速やかな避難が確保されるよう整備しておくものとする。
- (2) 大規模火災から住民の安全を確保するため、避難が必要な地域の住民を対象とする指定緊急避難場所を整備するものとする。
- (3) 指定緊急避難場所の選定要件
 - ア 火災からの避難を考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む）、公共空地など空間を十分確保できること。
 - イ 崖崩れや浸水などの危険のないこと。
 - ウ 付近に危険物保管場所等が設置されていないこと。

2 避難所の確保及び管理

災害による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失したものを収容するための指定避難所をあらかじめ選定、確保し、整備を図るものとする。

また、一般の避難所では生活することが困難な避難行動要支援者、さらには療依存度の高い要配慮者が、その状態に応じて避難生活ができるよう、福祉避難所をあらかじめ選定、確保し、整備を図るものとする。

なお、影響範囲の大きい災害については、町の指定避難所に収容しきれない場合があることから、隣接市町村等との避難者の相互受入協定などにより、収容能力の確保を図ることとする。

(1) 避難所の選定要件

・指定避難所

- ア 救援、救護活動を実施することが可能な地域であること。
- イ 浸水等の被害のおそれがないこと。
- ウ 給水、給食の救助活動が可能であること。
- エ 地割れ、崖崩れ等が予想されない地盤地質地域であること。
- オ 耐震構造で倒壊、損壊などのおそれがないこと。
- カ その他被災者が生活するうえで町が適当と認める場所であること。

・福祉避難所

上記ア～カに加え、その施設がバリアフリー化されており、相談や介助等の支援体制等がとれること。

(2) 避難所の管理

- ア 避難所を開設する場合は、管理責任者を予め定めておくこと。
- イ 避難所の運営に必要な資機材等を予め整備しておくこと。
- ウ 休日・夜間等における避難所の開設に支障がないようにしておくこと。

3 避難場所、避難所の住民への周知

(1) 住民に対し、次の事項の周知徹底を図る。

- ア 避難場所、避難所の名称、所在地。
- イ 避難対象世帯の地区割り。
- ウ 避難場所、避難所の経路及び手段。
- エ 避難時の携帯品等注意すべき事項。

(2) 避難のための知識の普及

- ア 平常時における避難のための知識。
避難経路、家族の集合場所や連絡方法など。
- イ 避難時における知識。
安全の確保、移動手段、携行品など。
- ウ 避難後の心得。
集団生活、避難先の登録など。

第9節 避難計画

町は、町民、特に要配慮者が、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成する。

また、避難指示、避難勧告、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報（以下、「避難準備情報」という。）等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成や、指定緊急避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

また、これら避難に関する情報と被災想定などを視覚的に表したハザードマップを作成することが望ましい。

1 避難計画

避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

- (1) 避難勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- (2) 避難場所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難場所等への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (5) 避難場所等の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水、給食措置
 - イ 毛布、寝具等の支給
 - ウ 衣料、日用必需品の支給
 - エ 負債者に対する応急救護
- (6) 避難場所等の管理に関する事項
 - ア 避難中の秩序保持
 - イ 住民の避難状況の把握
 - ウ 避難住民に対する被害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - エ 避難住民に対する各種相談業務

(7) 避難に関する広報

- ア 防災行政無線による周知
- イ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
- ウ 避難誘導者による現地広報
- エ 住民組織を通じた広報
- オ インターネット等を利用した広報

2 防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- (1) 避難の場所
- (2) 経路
- (3) 移送の方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法

3 被災者の把握

町は、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい、なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。

第10節 要配慮者対策計画

災害発生時における要配慮者の安全確保については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者及び措置内容

町長は、町内に在住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「名簿」という。）を作成するものとする。

2 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

町長は、町の関係部局が保有する要介護認定者、障がい者等の情報及び必要に応じ道その他の者から取得する情報を活用し、名簿を作成するものとする。

3 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活に基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方

- (1) 要介護認定3～5を受けている方
- (2) 身体障害者手帳を所持する方で、下記の手帳を所持する方
 - ①体幹 1～3級
 - ②上肢 1, 2級
 - ③下肢 1～3級
 - ④視覚 1, 2級
 - ⑤聴覚 2, 3級
 - ⑥内部 1～3級
 - ⑦音声・言語・咀嚼 3級
- (3) 療育手帳AもしくはBを所持する方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1もしくは2級を所持する方
- (5) 人口透析、酸素療法、インシュリン注射等の医療依存度が高い方
- (6) 食事療法中の方、乳幼児、妊婦など定期的に医療の必要な方
- (7) その他支援の必要な方

4 避難支援等関係者への名簿の提供

町長は、災害の発生に備え、秩父別消防支署、深川警察署秩父別駐在所、秩父別町民生委員、秩父別町社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するものとする。

5 避難行動要支援者名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、異動があれば随時更新するものとする。

6 避難行動要支援者名簿情報保護

町長は、名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障がい支援区分等の避難支援を必要とする理由など、秘匿性の高い個人情報も含まれる為、名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。また、受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導するなど、名簿の提供を受けるものに対して名簿の情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該名簿に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

7 避難行動要支援者名簿記載内容

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

8 避難のための情報伝達

町長は、災害に関する予報若しくは警報の通知を受け又は、知ったときは当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

また、必要な通知又は警告をするにあたっては、要配慮者が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

9 避難支援等関係者等の安全確保

避難支援活動時に支援者本人又は、その家族等の生命及び身体の安全を守ることを最優先とし、地域の実情や災害の状況に応じ、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮すること。

第11節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や指定緊急避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」にもとづき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

2 交通の確保

(1) 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

ア 除雪体制の強化

(ア) 道路管理者は、一般国道、道道、市町村道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

(イ) 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械増強に努める。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

(ア) 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備や施設の整備を推進する。

(イ) 道路管理者は、雪崩等による交通傷害を予防するため、スノーシェッド、雪崩防止柵等防雪施設の整備を促進する。

(2) 航空輸送の確保

災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想される。防災関係機関は、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

ウ 緊急時ヘリポートの確保

孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

3 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

(2) 積雪期における避難所、避難路の確保

積雪期における避難所、避難路の確保に努める。

4 寒冷対策の推進

(1) 避難所対策

避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

(2) 被災者及び避難者対策

被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予測されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

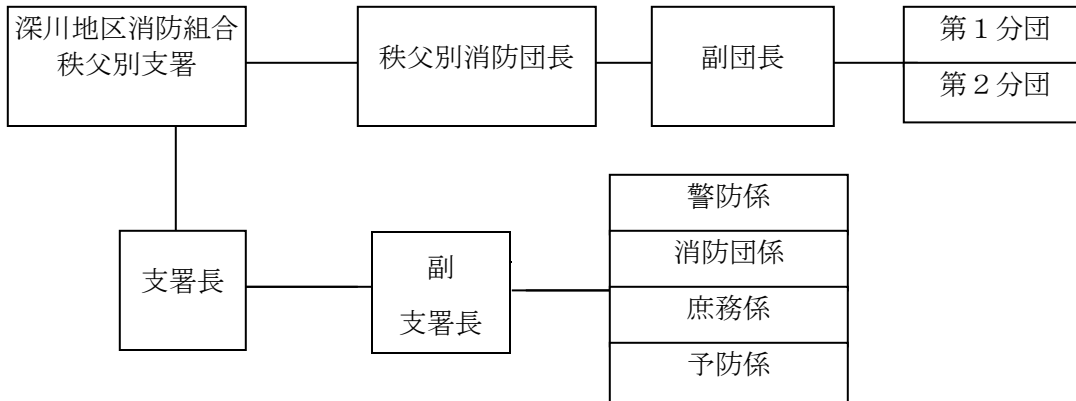
第12節 消防対策計画

この計画は、消防の任務がその施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災その他の災害を防除し、その被害を軽減することにあるから、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織及び運用を定め、地域の災害を予防・警戒・制圧して住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、被害の軽減を図るために必要な事項を定めるものとする。

第4章 災害予防計画

1 組織計画

(1) 消防組織及び分掌



(2) 消防職員配置

| 階級別 所管 | 消防司令 | 消防司令補 | 消防士長 | 消防副士長 | 消防士 | 計 |
|-----------|------|-------|------|-------|-----|---|
| 秩父別支署 | 1 | 1 | 2 | | 1 | 5 |

(3) 消防団員配置

| 階級別 団別 | | 階級別 | | | | | | 計 | 管轄区域 |
|-----------|------|-----|-----|-----|------|----|----|----|--------|
| | | 団長 | 副団長 | 分団長 | 副分団長 | 班長 | 団員 | | |
| 秩父別消防団 | 団本部 | 1 | 1 | | | | | 2 | 秩父別町一円 |
| | 第1分団 | | | 1 | 1 | 3 | 19 | 24 | |
| | 第2分団 | | | 1 | 1 | 3 | 19 | 24 | |
| | 合計 | 1 | 1 | 2 | 2 | 6 | 38 | 50 | |

2 消防施設

| 区分 分団名 | 消防施設 | | | | | | 水利施設 | | | |
|-----------|------|------|-----|-----|-----|-----|------|------|------|-----|
| | タンク車 | ポンプ車 | 水槽車 | 救急車 | 広報車 | 搬送車 | 消火栓 | 防火水槽 | 防火井戸 | 河川等 |
| 秩父別支署 | 1 | | | | 1 | | 8 | 19 | | |
| 消防団 | | 1 | 1 | | | 1 | | | | |
| 計 | 1 | 1 | 1 | | 1 | 1 | 8 | 19 | | |

3 消防資器材

| 資器材名 | | 保有台数 |
|----------|-------------|------|
| 空気呼吸器 | ライフゼム L 2 | 2 |
| | ライフゼム Z 30 | 2 |
| エンジンカッター | パートナー K1200 | 1 |
| チェーンソー | ハスクバーナ 51 | 1 |
| 発電投光器 | モリタ KG | 5 |
| ウィンチ | WARN1200 | 1 |
| | TIRFOR35 | 1 |

4 消防訓練

消防職団員の体力、資質の向上及び消防活動の充実強化を図るため、次の区分により教育及び訓練の実施に努める。

(1) 教育

ア 学校教育

消防大学校、北海道消防学校、救急救命中央研修所、その他学校及び教習所における教育。

イ 内部教育

一般教育、特別専科教育、火災予防防衛戦術教育、水防教育、外来講師研修、その他の教育。

(2) 訓練

ア 通常訓練 月例訓練計画により実施する。

イ 特別訓練 年2回以上実施する。

ウ 団員訓練 現場活動に必要な訓練を年間計画で実施する。

(3) 消防演習

職団員を現場活動に習熟させるため、毎年1回以上消防演習を実施する。

5 火災予防計画

安全な住民生活の確保を図るため、予防査察の強化と自主防火管理体制の確立を図るとともに、地域住民の生命・身体及び財産を火災から保護し、もって社会公共の福祉の増進に資するため、防災体制の整備を促進し火災予防対策の強化を図ることを定める。

第4章 災害予防計画

(1) 火災予防指導

| 指導の区分 | 回数 | 指導内容 |
|---------------------------------|-------|-------------------------|
| 防火管理者資格付与講習会 | 年1回以上 | 国の定める基準により必要な知識 |
| 防火管理者上級講習 | 年1回以上 | 国の定める基準により必要な知識 |
| 危険物取扱者試験準備講習 | 随時 | 他の関係機関からの要請により受験に必要な知識等 |
| 防火対象物、町内会、女性会、老人クラブ等、団体に対する防火指導 | 要請による | 防火知識及び要請のあった事項 |
| 防火管理者、危険物取扱者、石油燃焼器具整備業者 | 年1回以上 | 業務に必要な安全知識及び法令の改正内容 |

(2) 火災予防査察

ア 定期査察

| | | |
|----------------|--|-------|
| 消防本部職員 消防署員 | 条例法第2条で指定する防火対象物で法第8条のうち、特定防火対象物及び法第10条で定める危険物製造所等 | 年2回以上 |
| 消防署員 | 法第17条で定める防火対象物のうちで前記以外のもの | 年1回以上 |
| 消防団員 | 専用住宅 | 年2回以上 |

イ 臨時査察

| | |
|----------------|--|
| 消防本部職員 消防署員 | 臨時催物が行われる防火対象物及び混雑が予想される対象物並びに関係者から特に要請があった対象物 |
|----------------|--|

(3) 火災予防広報

火災予防運動、歳末警戒または火災が発生するおそれがあるときは、次の広報媒体により広報する。

- ア サイレンの吹鳴
- イ 立看板の掲示
- ウ 防火ポスターの掲示
- エ 防火リーフレットの配布
- オ 報道機関への依頼
- カ 広報車による巡回広報
- キ 消防車による警戒パトロール
- ク 各種団体に対する直接広報

6 火災予警報計画

気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき、火災を未然に防止するため消防法第22条の規定により火災警報を発令し、区域内よりの出火防止に万全を期することを目的とする。

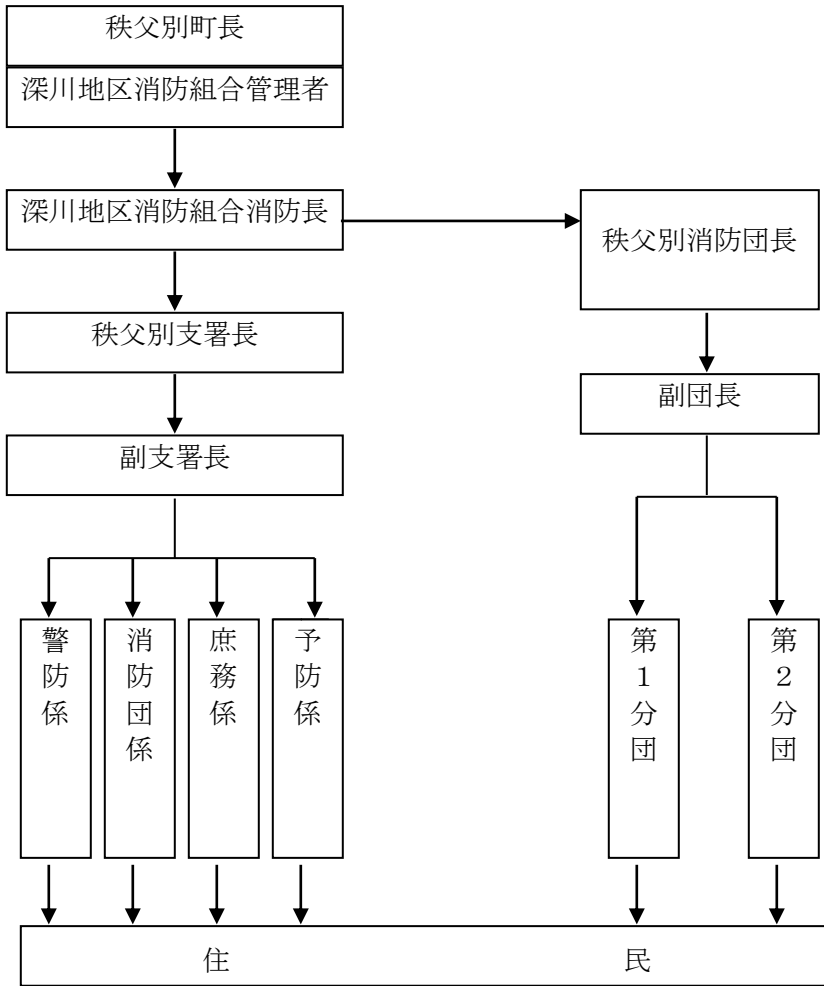
(1) 火災警報発令基準

- ア 実効湿度 65%以下にして最少湿度 45%となり、最大7m/秒以上のとき。
- イ 実効湿度 60%以下で風速 7m/秒以上のとき。
- ウ 平均風速 15m/秒以上が9時間以上続くと予想されるとき。
- エ 湿度 30%以下で実効湿度が 50%以下のとき。
- オ 警報解除は、気象の状況が火災予防上危険のない状況と認めるとき。

(2) 火災警報信号

| 区分 信号 | 火災警報発令 | 火災警報解除 |
|-------------|---|--|
| サイレン 信号 | 約 30 秒 ○—○—○—○—○— 約 6 秒 | 約 10 秒 約 1 分 ○—○—○—○— 約 3 秒 |
| 打鐘信号 | ○ ○—○—○—○ ○ ○—○—○—○ (1点と4点との班打) | ○ ○ ○—○ ○ ○ ○—○ (1点2個と2点との班打) |
| 掲示板 吹流し旗 | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">火災警報発令中</div> 赤字白文字 形状は適宜 大きさは適宜 | 掲示板の撤去 吹流しの降下 旗の降下 |

(3) 火災警報連絡系統図



7 警防計画

(1) 消防団員の招集

| 招集別 \ 区分 | 消防職団員招集要領 |
|----------|---|
| 災警報発令時 | 1 火災警報発令時の信号を認知した消防職団員は、速やかに支署に集合する。 2 必要により電話で招集することもある。 |
| 通常火災 | 1 火災信号その他の方法で火災を認知した消防職団員は、あらかじめ定められた区分に従い、速やかに支署に急行し上司の指示により行動する。 2 第2出動及び応援出動等、火災の状況により必要に応じて職団員を招集する。 |
| 非常時火災 | 火災信号その他の方法で火災を認知した消防職団員は、速やかに災害現場または支署に急行し、上司の指示により行動する。 |

第4章 災害予防計画

(2) 出動区分

| 区分 | 災害状況 | 出動体制 |
|------|---|---|
| 第1出動 | 火災を覚知したとき。ただし状況により、偵察、車輛火災及び小規模の火災等で、支署で制圧できると判断したときは縮小できる。 | タンク車 1 連絡車 1 |
| 第2出動 | 先着隊の隊長が火災の規模等により、消防隊の増強を必要と認めたとき。 その他市街地及び密集地で延焼のおそれのある特殊建築物・危険物製造所等の火災で、人命に危険を生じると判断したとき。 火災の拡大が著しく、かつ人的・物的被害が大となり、大火災に進展すると認めたとき。 | タンク車 1 水槽車 1 ポンプ車 1 搬送車 1 連絡車 1 |
| 応援要請 | 町長は、災害の被害が甚大で、かつ広範囲に拡大するおそれがあると認めた場合に、深川地区消防組合秩父別支署消防計画及び北海道広域消防相互応援協定に基づき、関係消防機関に応援を求めることができる。 ○要請順位 1 消防組合管内応援要請 2 北海道広域消防相互応援協定 第1要請（近隣市町消防機関） 第2要請（道央ブロック消防機関） 第3要請（全道消防機関） | 必要な器材 |

8 消防相互応援協定

深川地区消防組合秩父別支署において、火災その他の災害を防御するために、消防組織法第39条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市・町等」という）相互の応援体制を確立し、北海道広域消防応援協定を締結している。

今後は、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努める。

○ 応援要請の方法

(1) 応援の要請は災害が発生し、又は発生するおそれのある市・町等の長から、他の市・町等の長に対し、災害の規模に応じて次の区分により行う。

ア 陸上応援要請

(ア)第1要請（近隣）

当該町が近隣の市・町等に対して行う応援要請

(イ)第2要請（道央）

当該町が構成する地域内の他の市・町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

第4章 災害予防計画

(ウ)第3要請(全道)

当該町が構成する地域外の他の市・町等に対して行う応援要請(第1要請を除く。)

イ 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

- (2) 陸上応援要請は、第1要請・第2要請・第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- (3) 前項の陸上応援要請のうち第2要請にあつては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地域代表機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市・町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

9 救助・救急計画

各種災害及び各種事故等による救助・救急を必要とする傷病者を安全な場所へ救出し応急処置を実施し、さらに迅速的確に医療機関に搬送するためのものである。

(1) 救助・救急活動の原則

人命救助活動は、あらゆる災害による人命危険から救出することであり、他の警防活動に最優先して実施されるものである。

救助活動については、深川地区消防組合救急業務運用規程、その他の法令等によるもののほか次による。

- ア 現場到着と同時に実施し、災害の特殊性・危険性・事故の内容等を判断し、二次災害を排除し、安全確実かつ迅速に行う。
- イ 隊員相互の連絡を密にし、原則として単独行動はしない。
- ウ 要救助者は、危険度が高い者から優先して救出する。
- エ 救助場所は、原則として屋外で最も安全な場所とする。
- オ 群集心理による混乱防止に努める。

(2) 出動

出動に関する計画は、組織計画における救助・救急活動組織計画の編成により、災害の規模・状況・場所等を判断しこれに対応する。

所要人員・車両等を勘案し最も効果的に出動するものとし、関係機関は相互に協力して業務遂行を図るものとする。

ア 平常時の出動(消防職員で対応できるもの)

- (ア)通常出動 救助・救急業務を要する事故を覚知し、消防職員で対応し得るもの。

第4章 災害予防計画

(イ) 増強出動 消防署で所属長が災害・事故等の規模・状況等により、隣接の支署に増強要請を行うもの。

イ 非常時の出動

救助・救急活動の規模及び状況が通常の体制で対処できないとき、又はそのおそれがあるときは、関係所属長は消防長・消防団長に速やかに報告するとともに、火災警防計画における招集に準じた要領により、消防職員・団員を招集し、救助・救急活動組織を編成し、活動体制の強化を図るものとする。

(3) 医療機関との協力体制

各所属長は地域医療機関と密接な連絡をとり、下記事項を調査し緊密な協力体制を確立し、傷病者の生命維持及び身体の安全のため迅速な対応を図らなければならない。

ア 管内その他必要な医療機関の名称・診療科目・所在地・責任者名・連絡用電話番号等

イ 夜間・休日等の傷病者の受入れ体制

ウ 現場応急救護所等の出動協力体制

エ その他必要な事項

(4) 応急救護所の設置（要請）

大規模災害（集団災害事故等を含む。）等により、現場応急処置を必要とする者が多数発生し、各医療機関が傷病者を収容不能になったとき、又は救助・救急活動に支障が生じたときは、各関係町にその状況を報告するとともに、応急救護所の開設を要請するものとする。

(5) 救助用資器材の調達

救助隊の編成・装備及び配置の基準を定める省令第2条に定める救助用資器材を確保するとともに、不足資器材については、保有事業所等の把握及び調達計画を確立しておくものとする。

ア 重量物排除用資器材

イ 水難救助用資器材

ウ 高所救助用資器材

エ その他必要と思われる資器材

(6) その他

この節に定めるもののほか消防計画について必要な事項は、深川地区消防組合消防長が別に定める。